

# 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所実習生受入れ要領

令和2年4月1日(国研)土研寒企第1号

国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所長

沿革 令和3年6月21日(国研)土研寒企第18号改正

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所実習生受入れ要領を次のように定める。

## 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所実習生受入れ要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所(以下、「研究所」という。)が、技術者の養成を支援するとともに、研究所の業務について理解を深めさせることを目的に、実習生を受け入れて研究業務等を体験させる場合において、その適正かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定めるものである。ただし、研究所の他の規程に定めのある受入れ(以下、「その他の受入れ」という。)はこの要領に含まないものとする。

### (実習生の定義)

第2条 受入れの対象とする実習生は、次の各号のとおりとする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)が定めるカリキュラム等に基づき夏季休業期間中に実施する校外実習のために受け入れる者(以下、「夏期実習生」という。)
- 二 大学等が定めるカリキュラム等に基づき単位取得のために必要な訓練のために受け入れる者(以下、「実務訓練生」という。)
- 三 大学等の推薦に基づきその他の事由により就業体験の場として受け入れる者(以下、「インターンシップ生」という。)

### (期間)

第3条 実習生の受入れ期間は、次の各号のとおりとする。

- 一 夏期実習生は、7月から9月までの間の概ね1週間以上の期間とする。
- 二 実務訓練生は、6ヶ月を限度とし、2会計年度にまたがらない期間とする。
- 三 インターンシップ生は、大学等と協議して定めた期間とする。

### (実習生の資格要件)

第4条 実習生は、大学等が意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律等を遵守することが確実であるとして推薦した者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、実習生となることはできない。

- 一 正当な事由なくして大学等を休学している者

## 二 過去に研究所において、この要領による受入れ又はその他の受入れを行った者

### (実習生の募集)

第5条 研究所は、実習生の受入れについて研究所のホームページ等を通じて募集を行うものとする。

### (実習生の受入れ手続)

第6条 実習生の受入れの申請及び決定についての手続きは、次のとおりとする。

- 一 実習生として受入を希望する者は、大学等の実習担当部局に申し出るものとする。
- 二 大学等の実習担当者は、実習に参加させる者として推薦する実習生をとりまとめ、実習生調査票(様式1)及び実習生推薦申込書(様式2)により、夏期実習生の申請については前条の募集による期限までに、実務訓練生及びインターンシップ生については実習を開始しようとする1ヶ月前までに研究所に申請する。
- 三 研究所は受け入れる実習生を選考、決定し大学等に通知する。(様式3-1又は様式3-2)
- 四 実習生の受入れにあたっては、研究所と大学等の間で、実習に関する遵守事項等を記載した覚書(様式4)を締結するものとする。
- 五 実習生は、実習開始前に服務規律の遵守に関して誓約書(様式5)を提出しなければならない。

### (実習の実施方法等)

第7条 実習の実施方法は、次のとおりとする。

- 一 実習の内容は、国土交通行政上及び研究所として漏洩すると重大な影響を与える情報等秘匿性の高い情報を扱うものとなってはならない。
- 二 研究所は実習生個人毎に指導員を置き、実習生の指導及び助言に当たらせる。
- 三 指導員は、実習生に対する実習計画書(様式6)を作成し、各室及びチームを所掌する部等の長(以下「グループ長等」という。)の承認を得て企画室へ提出する。
- 四 実習は適正かつ効果的な実施に努めるものとする。
- 五 実習生は、指導員の指導及び助言のもとに当該指導員の補助的な業務に従事することとする。
- 六 実習生は、実習期間終了後速やかに、実習内容に関する報告書(1,000字程度)を作成し、研究所に提出することとする。
- 七 指導員は、実習期間終了後、実習生受入結果報告(様式7)を作成し、グループ長等の承認を得て企画室へ提出する。
- 八 研究所は、大学等から要請があった場合は、大学等に対して実習の結果等を報告することができる。

(服務等)

第8条 実習生の服務は、次のとおりとする。

- 一 原則として研究所の職員の服務に準ずるものとする。
- 二 実習期間中の欠務は、正当な事由がある場合を除きこれを認めないものとする。やむを得ず欠務する場合は事前に指導員に申し出こととする。

(受入れの取消し又は中止)

第9条 研究所は、受入れの決定後又は実習期間中ににおいて、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認の取消し又は中止ができるものとする。

- 一 申請の内容が事実と著しく異なるとき。
  - 二 覚書を遵守しないとき。
  - 三 実習生が、実習期間中ににおいて不正な行為を行ったとき、又は研究所の信用を著しく傷つける行為を行ったとき。
  - 四 実習生を受け入れる又は実習を継続することにより、研究所の他の業務に支障が生じたとき、又は天災その他のやむを得ない理由が生じたため実習の継続が困難になったとき。
  - 五 実習生が正当な理由がなく欠務したとき、又は正当な理由がある場合でも欠務が長時間に及び、研究所が実習生に十分な指導が行えないと判断したとき。
- 2 前項の規定により、承認の取消し又は中止する場合、研究所は大学等に対し、速やかに通知するものとする。

(実習にかかる費用負担)

第10条 研究所は、実習中、実習生に対し、賃金、報酬、交通費、滞在費、保険料、手当(日当)、食費及び旅費を支給しない。

- 2 実習生の実習のために要する費用は全て、実習生本人又は大学等の負担とする。ただし、実習に必要な机、椅子、パーソナルコンピュータ等の事務用品については、必要に応じて研究所が準備し、実習生に貸与する。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第11条 実習中の事故に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- 一 実習中の災害及び通勤による災害の補償は、実習生本人又は大学等が負担するものとする。
  - 二 実習期間中ににおいて、実習生が故意又は過失等により、研究所又は第三者に与えた損害については、実習生本人又は大学等に賠償の責を負わせるものとする。
  - 三 大学等は、実習生に学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険等(以下「保険」という。)に加入させなければならない。
- 2 前項に基づく災害の補償に関する必要な手続きは、実習生本人又は大学等が行うものとする。

(成果等の取扱い)

第12条 実習生及び大学等は、実習の成果及び研究所で得られた情報(公表されているものを除く。)を研究所及び当該大学等以外の者に公表しようとするときは、あらかじめ、研究所の同意を得るものとする。

- 2 研究所は、実習中に得た発明について特許出願をしようとするときは、実習生と共同して行うものとする。ただし、実習生の同意を得た場合は、この限りでない。
- 3 前項に規定する特許出願について、研究所及び実習生は当該特許出願に係る特許を受ける権利の持分を定めた共同出願契約を締結するものとする。
- 4 前2項の規定は、実用新案登録出願及び意匠登録出願について準用する。

(事務処理)

第13条 本実習に係る事務は、研究調整監付企画室が行うものとする。

(運用方針)

第14条 この要領を実施するため必要があるときは、運用方針を定めることができる。

附 則(令和2年4月1日(国研) 土研寒企第1号)

(施行期日)

第1条 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月21日(国研) 土研寒企第18号)

(施行期日)

第1条 この要領は、令和3年6月21日から施行する。

(様式1)

## 実習生調査票

氏名	
住所	
電話番号	
メール	

写真添付  
正面、上半身、  
無帽のもの  
画像データ貼付

### 1. 実習を希望する研究チーム名及び実習内容

(第三希望まで記載可)

	希望するチーム名	具体に希望する実習内容があれば記入
第一希望		
第二希望		
第三希望		
希望が叶わなかった場合	どのチームでもよい。 受入を希望しない。(いずれかにチェックを入れて下さい。)	
希望する実習期間	月 日( ) ~ 月 日( )のうちの Ex.) 週間以内、日以上、など。	
その他すべき事項		

### 2. 寒地土木研究所で実習を志望する動機

### 3. パソコンの使用について使用可能なソフトなど

使用可能なソフトは「」をつけてください。  
一太郎 Word Excel PowerPoint  
その他( )

(様式2)

文書番号

日付

国立研究開発法人土木研究所  
寒地土木研究所長 殿

(大学等総括責任者)

(公印省略)

### 実習生推薦申込書

#### 1 推薦する学生の氏名等

#### 2. 連絡先及び事務担当者

連絡担当者所属:

氏名:

住所:

電話:

E-mail:

「大学等総括責任者」は、大学の代表権がある方で、当所と学校の間で実習生受入れに関する覚書を締結する際の名義人となる学校側の責任者となる方を記入して下さい。  
「事務担当者」は、当所から事務的に連絡をとる際の担当の方を記入して下さい。当所からの大学等への連絡は、基本的にご登録いただいた事務担当者へ行います。

## (様式4)

### 国立研究開発法土木研究所寒地土木研究所実習生受入れに関する覚書

国立研究開発法土木研究所寒地土木研究所実習生受入れ要領(令和2年4月1日付(国研)土研寒企第1号)(以下、「要領」という。)第6条4項の規定に基づき、国立研究開発法土木研究所寒地土木研究所(以下、「甲」という。)と 大学(以下「乙」という。)は、乙に属する「× × ×」(以下、「実習生」という。)が実習に当たって遵守する事項等について、以下のとおり覚書を締結する。

#### 第1 実習実施に係る基本的役割等

甲は、技術者の養成を支援するとともに、研究所の業務について理解を深めることを目的に、乙から実習生を受け入れて研究業務等を体験させ、実習生に対し必要な指導及び助言を行う。乙は、実習生に対し、要領及び本覚書に定める事項を通知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導及び監督を行う。

#### 第2 実習期間

実習生の実習期間は、令和 年 月 日～令和 年 月 日とする。

#### 第3 実習時間

実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号に規定する祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、このうち午後0時から午後1時までを休憩時間とする。ただし、甲が必要と認めたときは、実習生と指導員で必要な調整を行い、実習時間を定めることができる。また、これ以外にも若干の実習を行うことがある。

#### 第4 報酬等

甲は、実習中、実習生に対し、賃金、報酬、交通費、滞在費、保険料、手当(日当)、食費及び旅費を支給しない。

#### 第5 実習に係る事故責任等

- (1) 乙は、実習生に「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の保険に加入させ、実習中における関係他者(甲・人身・財物等)に対する損害、損傷等により被る法律上の損害を賠償する。
- (2) 実習生の実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の保険をもって充てる他、乙が誠意を持って問題の解決にあたるものとする。

## 第6 実習中における服務

- (1) 実習生は、実習に関して指導員の指示に従い、実習期間中は実習に専念し、甲の信用を傷つけ、不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (2) 実習の欠務は、正当な事由による場合を除きは認めない。やむを得ず欠務する場合は、事前に指導員に申し出てその指示に従うこととする。正当な事由による場合であっても、長期に渡り欠務し、甲が実習生に十分な指導を行えないと判断した場合、甲は実習を打ち切ることができることとする。
- (3) 実習生は、甲における情報(既に公開されているものを除く。)の公表については、指導員の指示に従わなければならない。実習終了後においても、同様とする。
- (4) 実習生は、実習期間終了後速やかに、実習内容に関する報告書(1,000字程度)を作成し、指導員を経由して甲に提出しなければならない。
- (5) 実習生は、実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に甲の同意を得なければならない。
- (6) 甲は、実習生がこの覚書に従わない場合、その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習を打ち切ることができる。甲は、実習を打ち切った場合は、速やかに乙にその旨を通知する。

## 第7 誓約書の提出

実習生は、実習に先立ち、甲に対して誓約書を提出する。

## 第8 その他

本覚書に定めがない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上それぞれ1通を保管するものとする。

### 令和 年 月 日

(日付は空欄。当所において本覚書を受領した日付を記入し、貴職へ返送致します。)

(甲) 国立研究開発法人土木研究所

寒地土木研究所長

(署名又は記名・押印)

(乙) 大学

...

(総括責任者)

(署名又は記名・押印)

(様式5)

## 誓 約 書

国立研究開発法人土木研究所

寒地土木研究所長 殿

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所(以下、「研究所」という。)において実習を受けるにあたり、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所実習生受け入れ要項を理解し、実習生として下記の事項を誓約し遵守履行いたします。

### 記

- 1 実習期間中は、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
- 2 実習期間中は、研究所職員が遵守すべき法令及び規則を守るとともに、実習生としての活動について、指導員の指導及び助言に従うこと。
- 3 研究所における情報(既に公開されているものを除く。)の開示については、指導員の指示に従うこと。実習終了後においても、同様とすること。
- 4 実習終了後速やかに、実習内容に関する報告書(1,000字程度)を作成し、指導員に提出すること。
- 5 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に研究所の同意を得ること。
- 6 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ、指導員にその旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡すること。

令和 年 月 日

(大学等名)

(実習生氏名)

自署に限る